

学校法人成田山学園令和6年度監査報告

令和7年5月8日

学校法人成田山学園

理事会・評議員会 御中

監

事

川原俊明



監

事

出合厚己



私たちは、学校法人成田山学園の監事として、私立学校法第52条及び寄附行為第28条に基づいて、同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における業務及び財産の状況について、理事会その他重要会議に出席するほか、理事長から学校運営の報告を聴取し、重要書類を閲覧し、会計監査人から報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査いたしました。

監査の結果、私たちは、同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為（令和6年度会計に関する規定が適用されるもの）に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財務に関する計算書類は、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第29号）による改正前の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しており、学校法人成田山学園の令和7年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

（注）監事 川原俊明 及び監事 出合厚己 とも、私立学校法（昭和24年法律第270号）附則第2条により適用される、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正前の同法第38条第5項に定める外部監事であります。